

〔新型コロナウイルス感染防止対策のための教職員行動指針〕

1. 感染防止のための基本指針

- ・日本文理大学学則第1条の目的達成のため、学内感染を防ぎ、学生の学びの場を維持することを最優先する。
- ・「新しい生活様式（5月4日新型コロナウイルス感染症専門家会議提言）」（別添①実践例）」を実践・徹底する。
- ・「感染リスクが高まる『5つの場面』（10月23日新型コロナウイルス感染症対策分科会提言）（別添②）」を回避する。

【学内での感染防止対策について】

- ・授業中や業務中での定期的な換気を徹底する。
- ・「密閉空間」「密集場所」「密接場所」の3密をそれぞれ徹底的に回避する対策を講じる。

〔対策例〕○1時間に2回以上の換気

○設備・器具を頻繁に消毒

○座席位置の工夫（最低1mの距離を開ける）

○仕切り板等の遮断物を活用 等

【日常生活での感染防止対策について】

- ・外出・会合（飲食を含む）等を行う際は、目的地の感染状況を確認するとともに、目的地の自治体の感染防止ガイドライン等に従い行動し、更に自らも感染防止対策を徹底する。
- ・感染リスクが極めて高いカラオケや飲食等に伴うマスクを外した状態での会話は自粛する。
- ・自己の行動を記録（把握）する。
- ・毎日「健康観察チェック表」を利用して体温測定・記録を必ず行う。

【出張時の留意事項等】

- ・出張については、出張者及び所属長が慎重に検討し、必要と認められるものについて手続きを行う。
- ・「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」が発令されている地域への出張を自粛する。
- ・やむを得ず「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」が発令されている地域へ出張を行った際には出張を行った際には、必ず帰県時に抗原検査（自治体が設置する最寄りの抗原検査センター）若しくはPCR検査（大学にて準備）を行う。

- ・出張時における夜の会食は原則、自粛する。

【国内移動時の留意事項】

- ・「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」が発令されている地域への往来を自粛する。
- ・やむを得ず「緊急事態宣言」及び「まん延防止等重点措置」が発令されている地域へ移動を行った際には、特に「1.感染防止のための基本指針」を徹底するとともに、必ず帰県時に抗原検査（自治体が設置する最寄りの抗原検査センター）若しくはPCR検査（大学にて準備）を行う。

【大学構内への入構について】

- ・大学構内では必ずマスク（不織布）を着用する。
※令和4年5月20日に厚生労働省から、屋外でのマスク着用に関する見解が発表されましたが、本学では熱中症の予防に留意しつつ、マスク着用を必須と致します。
- ・「2. 大学や医療機関へ相談する目安と行動」の症状に当てはまる場合は、大学に入構せず、必ず、大学総務・経理担当に電話連絡する。

【海外渡航について】

- ・外務省ホームページにおいて、感染症危険レベル2以上の国・地域への渡航（私事渡航含む）は、原則、中止。

【その他】

- ・対面での会議及び打合せ等の必要性を再確認し、実施の中止、延期や実施方法の変更などを含め、検討する。なお、実施の場合は、感染拡大防止の措置をとる。
- ・「学生指導・研究室単位での研究活動」等については、指導者が感染防止対策を指導することを条件とする。なお、時間は21時までとする（止むを得ない事情がある場合は、危機対策本部事務局（大学総務・経理担当）に相談する。）。
- ・学内で食堂を利用する場合、混雑が予想される時間帯を避ける。利用時は黙食とし、食事前後はアルコール除菌を徹底する。
- ・スクールバス利用時には、乗車中の会話は控える。
- ・不明な点や判断できない事項があれば、危機対策本部事務局（大学総務・経理担当）に連絡し、危機対策本部の判断に委ねる。
- ・厚生労働省において開発された「新型コロナウイルス接触感染アプリ（COCOA）」について、積極的にダウンロードするとともに、学生へも積極的に周知・啓発を行う。

【例外措置】

- ・業務遂行にあたり、「1. 感染防止のための基本指針」を遵守することにより、次のようなケースが生じると思われる場合は、事前に主管部門を通じて危機対策本部事

務局に申し出ることにより、危機管理委員会で定めた手続きに基づき審議する。承認手続きについては、業務内容によって危機対策本部長および危機対策本部事務局が協議し決定する。

- ・業務の運営に著しく支障が生じると認められる場合
- ・学生が学生生活等を送る上で大きな障害が生じると認められる場合
- ・その他教職員の職務遂行上の特別の事情があると認められる場合

2. 大学や医療機関へ相談する目安と行動

- ・以下のいずれかの症状に該当する場合は、無理をせず出勤は控え、速やかに医療機関を受診し、その結果を大学（所属長及び大学総務・経理担当（097-524-2700））へ電話連絡する。受診すべき医療機関がわからない場合は、受診相談センター（097-506-2755）に相談する。
- ・医療機関に必ず受診可能かを本人が電話連絡した上で受診することを前提とする。
- ・当該期間中の勤怠の取扱いは、「特別休暇」とする。

〔受診の目安〕

- ①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合。
- ②重症化しやすい方（※）で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合。
（※）高齢者、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方。
- ③上記以外の方で発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合

3. 新型コロナワクチン接種の副反応による発熱等の症状がある場合

- ・新型コロナワクチンの接種日以降に副反応による発熱等の症状があり、出勤が難しい場合は、無理をせず出勤は控え、大学（所属長及び大学総務・経理担当）へ電話連絡する。
- ・当該期間中の勤怠の取扱いは、「特別休暇」とする。

4. 感染が判明または疑いがある場合

感染が判明または疑いがある場合は、必ず大学（所属長及び大学総務・経理担当）に電話連絡をする。

(1)教職員本人が感染した場合

- ・大学（所属長及び大学総務・経理担当）及び所管保健所に電話連絡をする。
- ・厚生労働省が定める宿泊療養又は自宅療養の解除の基準を満たすまでは出勤停止期間とする。
- ・出勤停止期間中の勤怠の取扱いは、「特別休暇」とする。

(2)教職員本人が濃厚接触者と特定された場合

- ・大学（所属長及び大学総務・経理担当）へ電話連絡する。
- ・厚生労働省が定める自宅待機期間は出勤停止期間とし、自宅待機する。
- ・出勤停止期間中の勤怠の取扱いは、「特別休暇」とする。

〔該当例〕

- ・感染力があると言われている発症の2日程度前から手で触れることの出来る距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なし（単にマスクを着用していたかのみならず、いわゆる鼻出しマスクや顎マスク等、マスクの着用が不適切であった場合）で感染者と15分以上の接触があった場合。

例：・一緒に食事、休憩室でお茶、喫煙室で会話

- ・寮などで、感染者と同室で生活をしている。
- ・換気の悪い場所で感染者と長時間の接触（1時間以上の車同乗など）があった。

(3)濃厚接触者ではないが、注意深い健康観察が必要と思われる場合

- ・体調不良でない場合は、出勤可であるが、必ず大学（所属長及び大学総務・経理担当）へ電話連絡するとともに、3日間、出勤前に抗原検査を行う。

〔該当例〕

- ・感染者からの物理的な距離が近い方（部屋が同一、座席が近いなど）
- ・物理的な距離が離れていても、接触頻度が高い方
- ・寮などで感染者と食事の場や洗面浴室等の場を共有する生活を送っている方
- ・換気が不十分、3つの密、共用設備（食堂、休憩室、更衣室、喫煙室など）の感染対策が不十分な環境で感染者と接触した方

5. 家族等の同居者が新型コロナウイルスの感染疑いや濃厚接触者となった場合

- ・家族等の同居者が新型コロナウイルスの感染疑いや濃厚接触者となった場合は、必ず大学（所属長及び大学総務・経理担当）に連絡する。
- ・同居者の学校の同クラスや、同居者の職場で接触する可能性の高い部門等で陽性者が確認された場合、同居者が濃厚接触者でないことが確認されるまで、教職員の出勤は控え、必ず大学（所属長及び大学総務・経理担当）に連絡する。その場合の勤怠取り扱いは、「特別休暇」とする。
なお、濃厚接触者でないことが確認されるまで、一定期間を要する場合、教職員が自らPCR検査若しくは抗原検査を実施し、陰性であることが確認できた場合は大学（所属長及び大学総務・経理担当）へ連絡のうえ、出勤可とする。

【本件に関する相談窓口】

○教職員等窓口：大学総務・経理担当 097-524-2700

以上

※本行動指針の策定及び更新履歴

令和2年4月3日策定、令和2年4月17日更新、令和2年4月30日更新
令和2年5月8日更新、令和2年5月19日更新、令和2年6月1日更新
令和2年6月24日更新、令和2年7月21日更新、令和2年8月6日更新
令和2年11月5日更新、令和2年12月11日更新、令和3年1月14日更新
令和3年2月18日更新、令和3年4月9日更新、令和3年4月28日更新
令和3年5月10日更新、令和3年6月10日更新、令和3年10月13日更新
令和4年1月12日更新、令和4年1月25日更新、令和4年2月7日更新
令和4年2月21日更新

「新しい生活様式」の実践例

(1) 一人ひとりの基本的感染対策

感染防止の3つの基本：①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い

- 人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
 - 会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
 - 外出時や屋内でも会話をするとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏場は、熱中症に十分注意する。
 - 家に帰ったらまず手や顔を洗う。
人混みの多い場所に行った後は、できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
 - 手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う（手指消毒薬の使用も可）。
- ※ 高齢者や持病のあるような重症化リスクの高い人と会う際には、体調管理をより厳重にする。

移動に関する感染対策

- 感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- 発症したときのため、誰とどこで会ったかをメモにする。接触確認アプリの活用も。
- 地域の感染状況に注意する。

(2) 日常生活を営む上での基本的生活様式

- まめに手洗い・手指消毒 咳エチケットの徹底
- こまめに換気（エアコン併用で室温を28℃以下に） 身体的距離の確保
- 「3密」の回避（密集、密接、密閉）
- 一人ひとりの健康状態に応じた運動や食事、禁煙等、適切な生活習慣の理解・実行
- 毎朝の体温測定、健康チェック。発熱又は風邪の症状がある場合はムリせず自宅で療養



(3) 日常生活の各場面別の生活様式

買い物

- 通販も利用
- 1人または少人数ですいた時間に
- 電子決済の利用
- 計画をたてて素早く済ます
- サンプルなど展示品への接触は控えめに
- レジに並ぶときは、前後にスペース

公共交通機関の利用

- 会話は控えめに
- 混んでいる時間帯は避けて
- 徒歩や自転車利用も併用する

娯楽、スポーツ等

- 公園はすいた時間、場所を選ぶ
- 筋トレやヨガは、十分に人との間隔をもしくは自宅で動画を活用
- ジョギングは少人数で
- すれ違うときは距離をとるマナー
- 予約制を利用してゆったりと
- 狭い部屋での長居は無用
- 歌や応援は、十分な距離かオンライン

食事

- 持ち帰りや出前、デリバリーも
- 屋外空間で気持ちよく
- 大皿は避けて、料理は個々に
- 対面ではなく横並びで座ろう
- 料理に集中、おしゃべりは控えめに
- お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けて

イベント等への参加

- 接触確認アプリの活用を
- 発熱や風邪の症状がある場合は参加しない

(4) 働き方の新しいスタイル

- テレワークやローテーション勤務 時差通勤でゆったりと オフィスはひろびろと
- 会議はオンライン 対面での打合せは換気とマスク

※ 業種ごとの感染拡大予防ガイドラインは、関係団体が別途作成

感染リスクが高まる「5つの場面」

場面① 飲酒を伴う懇親会等

- 飲酒の影響で気分が高揚すると同時に注意力が低下する。また、聴覚が鈍麻し、大きな声になりやすい。
- 特に敷居などで区切られている狭い空間に、長時間、大人数が滞在すると、感染リスクが高まる。
- また、回し飲みや箸などの共用が感染のリスクを高める。



場面② 大人数や長時間におよぶ飲食

- 長時間におよぶ飲食、接待を伴う飲食、深夜のはしご酒では、短時間の食事に比べて、感染リスクが高まる。
- 大人数、例えば5人以上の飲食では、大声になり飛沫が飛びやすくなるため、感染リスクが高まる。



場面③ マスクなしでの会話

- マスクなしに近距離で会話をすることで、飛沫感染やマイクロ飛沫感染での感染リスクが高まる。
- マスクなしでの感染例としては、昼カラオケなどでの事例が確認されている。
- 車やバスで移動する際の車中でも注意が必要。



場面④ 狭い空間での共同生活

- 狭い空間での共同生活は、長時間にわたり閉鎖空間が共有されるため、感染リスクが高まる。
- 寮の部屋やトイレなどの共用部分での感染が疑われる事例が報告されている。



場面⑤ 居場所の切り替わり

- 仕事での休憩時間に入った時など、居場所が切り替わると、気の緩みや環境の変化により、感染リスクが高まることもある。
- 休憩室、喫煙所、更衣室での感染が疑われる事例が確認されている。

